

南北朝期における

守護権力構造 (二)

— 斯波氏の被官構成 —

河村 昭 一

三 斯波氏分国の支配行政機構

本節では、斯波氏分国において守護代、「郡司」(「」を付す理由は後述)、守護使などの支配行政機構の一員に起用された者の考証を行いたい。これらの被官は特に斯波氏と深い関係にあると想定されるから

である。なお、応永期に入って斯波氏の分国となる尾張、遠江はここでは考察の対象から除外した。斯波氏の各国守護在職期間¹⁾は、佐藤氏『室町幕府守護制度の研究』上に拠った(以下、佐藤氏前掲書というの²⁾は全て同書を指す)。

I 守護代

A 越前

(1) 富弥四郎入道

東福寺領加賀国熊坂庄年貢事、運送于京都云々、敦賀津并路次已下、無相違可通上候旨、可令下知之状如件

観応三年六月五日

(義詮)
(花押)

富弥四郎入道殿^①

莊園年貢の勤過に関する幕府の命令は、まず当該国守護に下されるのが原則であろうから、右の義詮御判御教書が高経に宛てられていないのは異例である^③、富氏が斯波氏被官であることを示す史料は他にないところから、宛人の地位として守護代の他に幕府使節の可能性も否定できないが、いづれにしても確証がないのでここでは一応小川氏(④論文)に従って守護代と推定し

ておく。

(2) (二宮カ) 前信濃守

小川氏は①論文の中で、越前杣山公文職・瓜生孫三郎入道跡各半分を前年十月廿五日御教書に任せて永徳寺雜掌に渡付すべき旨を命じた、貞治四年(一二六五)七月廿五日二宮孫七宛前信濃守遵行状を紹介され、前信濃守を守護代とみなされた。この認定には今少しの検討を経なければならぬが、結論としては首肯し得る。問題は彼の姓であるが、私は二宮氏と考える。同氏は代々信濃守を称しているし、信濃や加賀で守護代に任じられている家であることから、この推定もあながち的はずれではなからう。

(3) 甲斐美濃守(教光カ)

佐藤氏前掲書、越前の項に、吉田社領越前竹屋・鳥羽等平済を停めこれを雜掌に打渡すべき旨を命じた、永徳三年(一二八三)七月廿五日甲斐美濃守宛宮内大輔奉書案が引かれていて、これを収載する「吉田家日記」の関連記事から、この奉書は斯波氏の施行であり宛人は守護代とされている。なお、甲斐美濃守の実名は、前節註③に述

べた理由から教光と考えられる。

(4) 甲斐八郎将教(美濃入道祐徳)

(1) (3)はいずれも在職徴証が一例しか得られなかったが、甲斐八郎将教は応永二年(一一三五)十一月以降降続してその在職が徴される。その上限は、(3)の美濃守が教光だとすれば、彼の没した応永二年五月十九日以後間もなくであろう。すなわち、ここに甲斐氏による越前守護代世襲体制が確立したことを知り得る。この後の越前守護代は将教(沙弥祐徳、応永二十七年没)→将久(沙弥常治、長禄三年没)→千菊丸→敏光→千菊丸(信久)と嗣がれて応仁の乱を迎える。

B 若狭

(1) 二宮内藤入道道智

「若狭国守護職次第」^⑧に、「足利尾張修理大夫高経……暦応二年三月二日給之、同日代官下テ入部、代官二宮内藤入道」と見え、太良庄における軍勢甲乙人の濫妨停止を命じた、暦応二年(一一三三)七月十二日沙弥某奉書の端書に「二宮殿御施行」とあり、さらに、翌日幕府に提出した守護

斯波氏頼請文に「守護代道智請文如此」とあることなどから、二宮内藤入道、二宮沙弥、道智はいずれも同一人を指すものと考えられる。

(2) 斯波家兼

佐藤氏は前掲書、若狭の項において、暦応四年四月廿八日幕府奉書案の宛所「当国守護所」に「越前守護書弟」という傍書があるが、幕府奉書の宛所を「当国守護(所)」とするのは、守護が執事、管領に在職中か、在国しないことが明らかの場合であって、実質は守護代に宛てられる文書形式であるとされ、家兼(左京権大夫)を守護代とされている。

(3) 鹿草(細川)上総介

「若狭国守護職次第」に、「尾張修理大夫入道々朝足利七 貞治二年八月に力者を杖つきに下され畢、……代官完草上総介、又代官安富」とある完草(鹿草)上総介と、後欠東寺事書案にある「細河上総介先守護代」とが同一人であることは容易に察せられる。

C 越中

(1) 鹿草(細川)出羽守

河村 南北朝期における守護権力構造(一)

一節 f に示した如く、「太平記」は貞治元年(一一三六二)当時の越中守護代を鹿草出羽守としている。「太平記」の史料性格から確証とはいえないが、十分考え得べきことである。

(2) 沙弥某

祇園社領越中堀江庄地頭職内梅沢村半分を前年十一月十四日幕府引付奉書、去月八日御教書の旨に任せて伊与立者に打渡すべき旨を命じた、貞治三年十月廿七日乙部勘解由左衛門尉宛沙弥某遵行状案により、発給者を守護代、宛人を守護使と認定できる。時間的に近接するところから、この沙弥某は(1)鹿草出羽守が入道したものと考えられなくもないが、想像の域を出ない。

(3) 斯波義種

堀江庄地頭方小泉以下村々半済の遵行を重ねて命じた、七月十七日民部少輔宛守護斯波義將書状^⑨によって義種の守護代在職を知り得るが、右書状の年代は「祇園執行日記」応安四年(一一三七一)七月十七日条の「堀江小泉以下村々事、玉堂殿御文^{被下少}今日被出之」という記事によって応安四年

と判明する。義將が越中守護に復した応安元年から同四年まで守護代に関する徴証は見当たらないが、義種以外の者が在職したとは考えにくい。彼の在職は康暦元年(一一三九)六月まで確認できる。

(4) 細川安芸太郎

堀江庄領家方内本庄西・開発両村を祇園社雑掌に沙汰付くべき旨を重ねて命じた、康暦元年十一月十日細川安芸太郎宛守護斯波義將書下^⑩によって、宛人の守護代在職を知り得る。先の義種の在職徴証下限から五ヶ月しか経ていないが、この守護代交替の事情はおよそ次のように推測される。すなわち、康暦元年閏四月、康暦の政変の結果義將が管領になると、義種も兄の重要な補佐役として期待されたであろうから、越中に在国しているわけにはいかず、細川安芸太郎と交替して上洛したのではなからうか。

D 信濃

(1) 二宮信濃守氏泰

信濃国人等の同国諏訪社領押領につきその実否の糺明及び地下打渡を命じた、至徳二年(一一三五)五月十六日二位信濃守宛

守護斯波義種書下写^⑪は宛人の守護代在職を示す。「位」は『信濃史料』の指摘の如く「宮」の誤写であろう。二宮信濃守の実名が氏泰であることは、(至徳三年)七月一日氏泰書状^⑫の付箋に「二のミやしなのとの、はん」とあることにより明らかである。

義種の信濃守護在職は至徳元年まで遡らせ得るが、その徴証である同年十一月十五日東福寺海蔵院領信濃太田庄年貢納下注文^⑬に「二宮方へ押領」「二宮来入」などとあるところから、二宮氏泰の守護代就任は義種の守護職拝任と同時にであることを予測し得る。彼の在職は嘉慶二年(一一三八八)十二月まで徴される^⑭。

(2) 二宮越中(入道)是随

信濃の国人市河興仙知行分の山の某鷹の違乱停止の旨を奉じた、応永四年(一一三九七)七月二日は随遵行状^⑮の付箋に「二宮の越中殿御はん」とあることにより、是随の姓が二宮であり、守護代にあることが知られる。是随を法名と推測する根拠は本節 II C の(1)及び註^⑯に示す。(1)二宮氏泰とは官途が異なるので一応別人としておく。

彼の所見はこれのみである。

(3) 島田遠江入道常栄

「吉田家日次記」応永八年(一四〇一)四月二日条に「則同道向嶋田遠江入道常栄、来五日為守護代、可下向信濃国之間、為銭送也」とあることにより、島田常栄の守護代就任が知られ、同年六月にも在職が徴される。おそらく、信濃が幕府料国となる翌年五月までその地位にあったと思われる。

E 加賀

(1) 二宮与一種氏(信濃入道是信カ)

加賀有松村地頭職を小早川実忠に沙汰付けしむべき旨を命じた將軍家御教書を奉じた、明徳二年(一三九一)六月十九日二宮与一宛守護斯波義重施行状案^⑩によって、宛人の守護代たるを知り得る。前掲「相国寺供養記」により彼の実名が種氏であることが知られ、彼の父が信濃守護代二宮氏泰であることは、至徳四年(一三八七)六月九日將軍家御教書に「信濃国事、守護代二宮信濃守子息余一在国之処」とみえることにより明らかである。これ以前の徴証はないが、四年前に当る嘉慶元年(一三八七)の義種

守護職就任後の初代守護代は二宮種氏と考えて差し支えなからう。応永十二年(一四〇六)になると「二宮信濃入道」の守護代在職が認められるが、これはおそらく、父氏泰の官途を嗣いだ種氏のことであろう。彼の在職徴証の下限は応永十九年五月であるが、満種が加賀守護職を改補される同二十一年まで在職したものと思われる。なお、応永二十六年十月以前、仁和寺領越中石黒庄広瀬郷領家職代官にあつた者に二宮信濃入道は信なる人物がいるが、これが本項にいう二宮信濃入道その人である可能性が大きい。然りとせば、種氏の法名は是信ということになる。

II 郡司

ここで郡司に「」を付すのは、C(1)で述べる如く、下地打渡以外に郡を単位に公事の賦課徴集をも行っている点で守護使と区別しなければならぬが、その地位に最もふさわしい郡司という名辞は、この時期の斯波氏関係史料に所見がないからである。

A 越前

(1) 二宮某(大野郡)

佐藤氏前掲書、越前の項によれば、春日社領越前泉・小山両庄領家職半済分を南都代官に渡付すべき旨を命じた、五月十四日乙部中務入道宛某書状写の端裏書に「二宮施行嘉慶二」とある。これは一見すると発給人の守護代在職を示しているようである。すなわち、二宮氏はこの頃信濃や加賀の守護代になつている家柄であること、宛人の同族と思われる乙部勘解由左衛門尉が越中で守護使として守護代から遵行命令をうけており(ⅠC(2)、ⅢC(1)参照)

ここでも宛人と発給人は同様の関係と類推されることなどから、二宮某を守護代とみなす根拠は十分あるのである。にもかかわらずこれに疑念をさしはさむのは次の理由による。すなわち、嘉慶二年(一三八八)をはさむ前後の越前守護代には甲斐美濃守、同将教がそれぞれ在職していて、美濃守は斯波義将の「執事」と称される教光と目される(ⅠA(3)・(4)参照)。とすれば、かかる高い地位の教光が改補されて二宮某がこれに代わり、また甲斐将教に補せられたとするよりも、教光は死去するまで在職し、

その跡を嫡子将教が襲つたと解する方がよほど自然であつて、二宮某の守護代在職は考へにくい。しからば彼の地位をいかに考へたらよいだろうか。私は次の理由からこれを「郡司」としたい。まず、守護代以外で守護使に対して守護の遵行命令を伝える立場にある者としては郡司以外に守護(代)の奉行も考えられるが(III C (4) 参照) 泉・小山両庄の所在する大野郡では遅くも応仁頃には郡司の存在が確認されること^⑧、及び大野郡は加賀守護職を追われた満種がその本拠を移したところであるが(次節(2) 参照)、それは同郡が加賀守護代・二宮氏にとつて由緒あるところであつたからだと考えると無理のない説明がつくこと、さらには同じ時期に越中でも郡司的地位の存在が知られることなどを勘案すれば、先の二宮某を大野郡の「郡司」と認めて大過ないように思われる。

B 若狭

管見の限り所見なし。

C 越中

(1) 二宮信濃入道(是鎮カ) (砺波郡)

祇園社領越中上高木村を元の如く同社に打渡した、応安三年(一三七〇)四月五日沙弥是鎮打渡状がある。まずは鎮の姓を考へると、二宮信濃守貞家が是乘とも記されること(一節s)、信濃守護代・二宮越中が是随、加賀守護代であつた二宮種氏の法名が是信と推定されることなどから類推して、是鎮も二宮氏の法名である可能性が強い^⑨。ところで、この打渡状による限り是鎮にふさわしい地位は守護使であろうが、もし彼が次に述べる二宮信濃入道その人であるとすれば、その地位は砺波郡の「郡司」とすべきである。すなわち、藏人所燈炉供御人越中野市・金屋鑄物師等が二宮入道から公事を宛課されたとして訴えたのに対し、守護斯波義将は永和二年(一三七六)五月十四日、守護代義種に宛ててこれを停止せしむべき旨の書状を發した^⑩。そして、同年七月十一日に左衛門尉宗直なる者がこの旨をうけて二通の奉書を出している。その一通は書出しが「内裏藏人所燈炉供御人越中国射水郡鑄物師等申」というもので由宇又次郎宛、他の一通は、右の書出しの中「射水郡」が「都波郡」となっている外は全文にわたって一字も違わず、宛所が二宮信濃入道となつてゐる。野市・金屋を砺波郡内に確実に比定し得ないため断定はできないが、少なくとも二通の宗直奉書は由宇又次郎が射水郡を、二宮信濃入道が砺波郡をそれぞれ管轄地域として、公事の賦課徴集などに當つていたことをうかがわしめるものである。ところで、これより四年前の応安五年(一三七二)七月、越中に下る祇園社雜筆夏見は「北泉(小カ)引用者注并上高木村事」に関する三通の文書を託されたが、その中に義将から二宮入道に宛てた一通が含まれてゐた。高木という地名は越中各地にあつて、祇園社領上高木村(高木村ともいう)をどこに比定するか困難ではあるが、旧砺波郡域には高木(現小矢部市)、北高木、南高木(ともに現砺波市)があるので、これを砺波郡に求めることは可能である。そうすることによつて義将が二宮(信濃)入道に状を發した理由を、二宮信濃入道が上高木村のある砺波郡の郡司的地位にあつたことに求めることができ、無理のない説明がつく。しか

れば、最初に示した点、及び是鎮が二宮氏の法名と推定される点から二宮信濃入道とは是鎮は同人である公算が大きい。如上の推論が認められるとすれば、二宮信濃入道是鎮は少なくとも応安三年から永和二年にかけて砺波郡の「郡司」であつたことになる。

(2) 由宇又次郎(射水郡)

越中三田社地頭職四分一を進士自成に沙汰付くべき旨を命じた全く同文の守護代斯波義種書下が、永和元年(一三七五)十二月二日付で長田弾正藏人宛に、同十二日付で由宇又次郎宛にそれぞれ下されている。

この事実を明解に説明するのは困難であるが、前項に述べた如く、由宇又次郎を射水郡の「郡司」と考えれば、多少の問題は残るが、義種は守護使に打渡を命じると共に、その対象地を管轄する「郡司」にも同様の命を下して遵行の完璧を期したという、一応の理解が可能となる。そのためには三田社が射水郡に存することが証明されなければならぬので、以下では三田社の所在について検討しておきたい。考えられるのは、婦負郡三田(現八尾町)にある白鳥神社と、

射水郡仏性寺(現水見市)にある御田神社であるが、私は次の点で後者をとりたい。

まず何よりも、前掲由宇又次郎宛義種書下が御田神社に伝蔵されていたことが有力な根拠としてあげられる。白鳥神社説の根拠は地名との一致、及び御田神社は戦国期に金鶏山白山社と称されていて現社名の史料

の初見は文政十一年(一八二八)であることにある。後者の点は確かに御田神社説に不利であるが、南北朝期に三田社と称しなかつたことを断ずるものとはいえないし、「三代実録」貞観九年(八六七)十月庚午条にすでに「御田神」がみえる以上、式内社と考えられる白鳥神社とは別に三田社があつた可能性はむしろ大きいといわねばならず、この点、逆に白鳥神社説には不利な材料といえる。地名との一致も確認とはいえない。以上、不安も少なくないが一応三田社の所在を射水郡と推定した。由宇又次郎は永和二年(一三七六)十一月四日にも義種から三田社地頭職渡残を進士自成に沙汰付くべき旨を命じられているので、彼の

かけて認められることになる。

D 信濃

E 加賀

いずれも管見の限り所見なし。

III 守護使等

A 越前

(1) 二宮孫七

I A (2)でふれた如く、貞治四年(一二三六)七月二十五日に所見がある。

(2) 乙部中務入道

II A (1)でふれた如く、嘉慶二年(一三八八)五月十四日に所見がある。

(3) 下野法眼幸玄

幕府の旨を奉じて越前三国本湊を南都代官に渡付した、明徳四年(一二九三)九月四日下野法眼幸玄打渡状案によつて、発給人の守護使たるを推測し得る。ところで、彼はこの三年後の応永三年(一三九六)、狩野新左衛門と共に守護代甲斐将教から遵行命令をうけており、同十二年にもやはり同じ組合せで守護代甲斐祐徳(将教)から遵行状を宛てられている。これは室町期に広くみられる守護の恒常的管国支配機構と

しての小守護代に相当し、原則的には臨時の役職と思われる南北朝期の守護使(遵行使)とは、若干性格を異にする面もあると考えられるが、人的構成からみても、職掌からみても共通する点が多く、両者は一つの發展線上に位置づけられると思われるので、明徳期の下野幸玄を守護使と断定することは控えたい。

B 若狭

(1) 安富某

IB(3)でふれた如く、守護使ではないが、貞治二年(一二六三)八月に守護又代官としての所見がある。

C 越中

(1) 乙部勘解由左衛門尉

IC(2)でふれた如く、貞治三年十月二十七日に所見がある。

(2) 某

越中三田社地頭職半分を進士信性代に打渡した応安四年(一二七一)五月三日真口打渡状、及び同社地頭職惣領・庶子跡各半分を同人に打渡した、同廿日同打渡状によつて、発給者の守護使たるを認め得るのであるが、残念ながら姓はもとより名前さえ一字読めず不明である。ただし、花押からみて(1)乙部勘解由左衛門尉とは別人である。

(3) 長田弾正藏人

II C(2)でふれた如く、永和元年(一二三五)十二月二日に所見がある。

(4) 左衛門尉宗直

II C(1)でふれた如く、左衛門尉宗直は永和二年七月十一日守護代義種の旨をうけて「郡司」に奉書を発給している。彼に関する史料の所見はこれのみであり、姓や実名と共にその地位も明示し難いが、義種の奉行とするのが一応妥当なところであろう。

D. 信濃

管見の限り所見なし。

E 加賀

(1) 堺兵庫助・寺崎雅楽入道

IE(1)所引明徳二年(一二三九)六月十九日守護斯波義重施行状案に続いて、同廿三日堺兵庫助・寺崎雅楽入道宛守護代二宮与一遵行状案があるので、宛所兩人が守護使、もしくは小守護代であることがわかる(いずれかに決し難い理由については

A(3)参照。

以上で南北朝期斯波氏分国(越前・若狭・越中・信濃・加賀)における守護代、「郡司」、守護使などの考証を終えるが、「郡司」と守護使(小守護代も含めて)については、守護や守護代に比べてその地位を確定する決定的指標に乏しく、特に「郡司」は越前、越中以外にその存在を徴することができないことも加えて、少なからぬ不安が残るのであつて、これまで守護使と認定した者の中にあるいは「郡司」が含まれているかも知れないが、一応本節では単なる守護使とは区別し得る越中の二人、及びある程度判断材料のある越前の二宮某に限つて「郡司」とし、他は守護使としておいた。本節での考証は別表にまとめておいた。

註

- ① 「温故古文抄」(『史料』六一二六、五七〇、五七一頁)
- ② 臨川寺領加賀大野庄年貢の若狭小浜着岸に当り、同年貢の京都運送の醫固を守護代に下知すべき旨を命じた、暦応三年(一二三〇)九月十一日幕府奉書は若狭守護斯波氏頼に下されている(臨川寺文書、『史料』六一六、三四二頁。同四年二月廿六日右馬頭野高経奉書(同文書、『史料』六一

別表 南北朝期斯波氏分国における守護代・「郡司」・守護使

A 越前

河村
南北朝期における守護権力構造(二)

守 護	守 護 代	「郡 司」	守 護 使 ・ 小 守 護 代
1336 . 6 高 経 41 . 2 (細川 頼春) 52 . 4 高 経 54 . 12 氏 経 56 . 1 義 種 66 . 8 (畠山 義深) (同 基国) 80 . 7 義 将 96 . 3 98 . 5 1418 . 8 義 重 義 淳	52 . 6 富弥四郎入道 65 . 7 前信濃守 (二宮カ) 83 . 7 甲斐美濃守 (教光カ) 95 . 11 甲斐将教 (沙弥祐徳) 20 . 8 没 甲斐将久 (沙弥常治)	88 . 5 二宮某 (大野郡)	65 . 7 二宮孫七 88 . 5 乙部中務入道 93 . 9 下野幸玄 96 . 6 (下野幸玄) (狩野新左衛門)※ 05 . 11 (同)※ ※は小守護代

B 若狭

守 護	守 護 代	又 代 官
1336 . 7 時 家 〃 . 9 (佐々木道誉) 37 . 5 時 家 38 . 5 (桃井・大高) 39 . 3 氏 頼 高 経 41 . 4 (大高重成) (山名時氏) (大高重成) 52 . 6 家 兼 〃 . 8 (細川清氏) (石橋和義) 63 . 8 義 種 66 . 8 (一色範光)	39 . 3 二宮内藤入道道智 〃 . 7 41 . 4 斯波家兼(時家) 63 . 8 鹿草上総介 (細川)	63 . 8 安富某

C 越中

守 護	守 護 代	「郡 司」	守 護 使
(細川頼和) 1361.9 義 将 66.8 (桃井直常) 68.2 義 将 79.11 (畠山基国)	62.5 鹿草出羽守 64.10 沙弥某 71.4 斯波義種 79.6 細川安芸太郎	(是鎮カ) 70.4 二宮信濃入道 (砺波郡) 75.12 由宇又次郎 (射水郡) 76.7	64.10 乙部勘解由左衛門尉 71.5 真□ 75.12 長田弾正藏人

河村 南北朝期における守護権力構造(二)

D 信濃

守 護	守 護 代
(上杉朝房) 1384.11 義 種 87.6 義 将 99.4 (小笠原長秀) 1401.2 義 将 02.5 (幕府御料国)	84.11 二宮信濃守氏泰 (式部丞) 88.12 二宮越中(入道)是隨 01.4 島田遠江入道常米 02.6

E 加賀

守 護	守 護 代	守護使又は小守護代
(富樫昌家) 1387.6 義 種 90.4 義 重 91.5 義 種 93.7 義 種 1408.2 満 種 14.6 (富樫満成)	91.6 二宮与一種氏 (信濃入道是信) 12.5	91.6 (堺兵庫 寺崎雅楽入道)

河村 南北朝期における守護権力構造(二)

- 六、六六六頁)も越前敦賀における同様の例である。
- ③ 小川氏は、この理由は不明としながらも高経の越前支配の弱体化、及び幕府内における高経軽視の傾向を反映するものと指摘されている(①論文)。
- ④ 佐藤信氏所蔵文書
- ⑤ 当時の幕府執事は義将であるから、もし彼が越前守護であれば、守護施行状が省略され執事奉書がこれに代わって直接守護代に下されるため(佐藤氏前掲書、二一四、二二三頁参照)、守護代遵行状が「御教書」の旨を奉じても不思議ではないが、当時の越前守護正員は義種であって、この点若干の疑問が残る。しかし、前信濃守が官途からいつて義種とは考えられないこと、義種は義将の弟であって、義種を介することを略すのは全く他人の場合に比べればあり得べきことと思われることなどから、前信濃守を守護代とみなして大過ない。
- ⑥ 一節に指摘した二宮信濃守貞家を始め、信濃守護代二宮氏泰、その子息で加賀守護代二宮種氏、越中砺波郡「郡司」二宮信濃入道(以上三人は本節後述)などいづれも信濃守を名乗っているし、寛正五年(一四六四)から文正元年(一四六六)にかけて越前大野郡をめぐって斯波持種と対立したのも二宮信濃入道である(次節②参照)。官途が世襲されることはよくみられるところである。
- ⑦ 「吉田家日次記」永徳三年七月廿八日条。
- ⑧ 応永二年十一月廿二日甲斐八郎宛守護斯波義将書状案(三宝院文書、『史料』七一、一五五頁)
- ⑨ 小泉氏「十五世紀の越前守護代について」(『一乗谷史学』7)
- ⑩ 『群書類従』四補任部
- ⑪ 東寺文書射三一一八(『史料』六一五、六〇六〜六〇七頁)
- ⑫ 盧山寺文書(『史料』六一五、六〇七〜六〇八頁) 東寺百合文書
- ⑬ 『教王護国寺文書』一、四七一号。同書も細河に「完章」の傍注を付している。
- ⑭ 『八坂』一六四七、一六五五。両者は同文であるが、後者の端書に「守護代書下 使節乙部勘解由左衛門封裏、同正文」とあり、この遵行状の旨を奉じた翌日付の乙部勘解由左衛門尉打渡状(『八坂』一六五〇)もある。なお、『富山県史』史料編Ⅱは前記遵行状案二通のうち前者を採り三九八号として収めている(以下、『富山』三九八の如く略記する)。
- ⑮ 『八坂』一六七八(『富山』四三六)
- ⑯ 四月八日民部少輔宛守護斯波義将書状(『八坂』一六七七、『富山』四三三)も、その内容から応安四年と推定されるので、義種の守護代在職徴証としては一応これが最も古いことになる。
- ⑰ 康暦元年六月十五日伊予守宛守護斯波義将施行状写(『加能越古文叢』一九、『富山』四七五)
- ⑱ 『八坂』一六四三(『富山』四八一)。他に同年十一月廿一日同人宛同書下(本郷文書、『富山』四八二)がある。
- ⑳ 義種が守護代在職中に在国していたことは、『祇園執行日記』応安五年(一三七二)七月廿六日条の記事(次節③に引用)、及び『後愚昧記』永和三年(一三七七)七月十三日条(『富山』四七〇)の「去月於越中国、国人与守護代合戦」という記事により明らかである。また、康暦二年(一三三八
- 〇)二月、後光厳天皇七回忌に当り北朝が法華儀法を修した際、女装して内裏に侵入した賊を義種が搦め捕ったとの所伝があるので(『群書類従』二四釈家部「雲井の御法」)、これ以前に上洛していることは確実である。
- ㉑ 守矢文書(『信濃史料』七卷(以下「信濃」と略記する)一三九〜一四〇頁。なお、『信濃史料』『信濃史料叢書』共に発給人の「大夫殿」を細川右京大夫満元に比定し、当該文書を足利義満御教書としているのは誤りであって、守護義種(修理大夫)の書下である。
- ㉒ 市河文書(『信濃』一五一頁)
- ㉓ 海蔵院文書(佐藤氏前掲書、信濃の項所引)
- ㉔ 嘉慶二年十二月廿六日二宮氏泰遵行状(今清水文書、『信濃』二〇〇頁)
- ㉕ 市河文書(『信濃』三二一〜三二二頁)
- ㉖ 二宮氏泰の官途は至徳四年(一三八七)六月と九月の間に、信濃守から式部丞に変わっているが(『信濃』一八六頁、及び一九三頁所引市河文書参照)、越中守を称した形跡は管見の限り見当たらない。
- ㉗ 『史料』七一四、九〇八頁
- ㉘ 応永八年六月廿五日嶋田遠江入道宛守護斯波義将書下(市河文書、『史料』七一五、五六頁)
- ㉙ 応永九年五月十四日將軍家御教書(市河文書、『史料』七一五、五三二頁)に「信濃国事、就被成御料国」とある。
- ㉚ 『室町家御内書案』上(『改定史籍集覧』二七)
- ㉛ 市河文書(『信濃』一八六頁)
- ㉜ 応永十三年閏六月廿五日二宮信濃入道宛守護斯

河村 南北朝期における守護権力構造(二)

波義種施行状案(『八坂神社記録』下所収「祇園社記」)

③③ 応永十九年五月三日二宮信濃入道宛守護斯波波義種書下(臨川寺文書、『史料』七一・一五、三〇九～三一〇頁)

③④ 応永廿六年十月十七日將軍家御教書(仁和寺文書、『富山』六〇七)

③⑤ 「史料蒐集目録」二九九

③⑥ 小山庄が大野郡にあることは明白であるが、『莊園志料』越前国小山庄の項参照)、泉庄の所在を明確に示す史料はない。しかし、大野郡には倭名抄郷出水郷があり、長承二年(一一三三)にも泉郷の存在が知られるし(『平安遺文』二二六四号、二二七八号)、たとえば(建保四年)三月十七日源頼朝書状(三浦文書、『福井県史』一、一七六頁)に「小山泉庄」とある如く、小山庄と一括して表記されることが多いところから、泉庄も大野郡にあったことはまず間違いない。

③⑦ 十二月八日越前大野郡井野部郷百姓申状(『醍醐寺文書』四、七三六号)に「郡七」の語がみえるが、この文書は応仁元年(一四六七)頃のもので推定されている。なお、室町戦国期の大野郡については松原氏「朝倉光玖と大野領」(『福井県地域史研究』5)がある。大野郡以外に敦賀郡でも斯波時代に「郡代」の存在が確認されることは、拙稿「朝倉氏の敦賀郡支配について」(『若越郷土研究』二〇一一)で指摘したことがある。

③⑧ 「八坂」一六四四(『富山』四三〇)

③⑨ たとえば將軍家では尊氏、義澄を除けば法名は

全て「道」を冠していて、斯波氏歴代もこれにならっている如く、通字の風は実名程ではないにしても認められる。

④① 東寺百合文書の三二一四〇(網野善彦氏「真經文書にみえる平安末～南北朝期の文書について」(『名古屋大学文学部研究論集』19)所収真經文書一六号、『富山』四六二)

④② 同右(網野氏前掲論文所収真經文書一七号、一八号)、『富山県史』史料編Ⅱは「松雲公採集遺編類纂」一四一所収東寺傳來鑄物師文書を採っている(『富山』四六三、四六四)。

④③ 「祇園執行日記」応安五年七月廿六日条(次節(3)所引)

④④ 広島大学所蔵猪熊信男氏旧藏文書『富山』四五九

④⑤ 御田神社文書(『松雲公採集遺編類纂』一一五『富山』四六〇)

④⑥ 後述のように解したとしても、両文書が全く同文であることを十分説明し切れない。

④⑦ 以下、両社については、『富山県史』通史編Ⅰ、第七章第五節二「式内社と式外社」参照。同書は白鳥神社説を支持しているようである。なお、『松雲公採集遺編類纂』御田神社文書の項の最後にある同社に関する考証の中に「按二此神ハ延喜神名帳ニ所見ナシ、式外の神社にて、三田社とあるも同神社なるべし」とある。

④⑧ 天文十五年(一五四六)三月新藏人織綱禁制(御田神社文書、『富山』四六四)

④⑨ 広島大学所蔵猪熊信男氏旧藏文書『富山』四六〇

④⑩ 「坪江郷奉行引付」『史料』七一、三二五頁

④⑪ 応永三年六月十四日守護代甲悲將教遵行状案(

「坪江郷奉行引付」、『史料』七一、四五二～四五二頁。

⑤① 応永十二年十一月二日沙弥遵行状案(『大乘院寺社雜事記』長祿四年五月廿六日条)沙弥が『大日本史料』(七一七、四九八頁)のいう斯波義教ではなく甲斐祐徳と考えられることについては、小泉氏「十五世紀の越前守護代について」(前掲)参照。

⑤② 広島大学所蔵猪熊信男氏旧藏文書(『史料』六一三四、五六頁、『富山』四三四)

⑤③ 同右(『富山』四三五)

⑤④ 網野氏もこの二通の文書名を「斯波義種奉行奉書案写」とされている(註④⑩⑪)。

⑤⑤ 「室町家御内書案」上